

# 事業主証明についてのお願い

車両系建設機械14Hコース又は18Hコースを受ける方は特別教育を受講(合法的に)後、運転経験が3ヶ月以上又は6ヶ月以上あり、事業主様の証明が必要になります。

(記入に不安のある方は事前にFAX等で確認してください。)

## 正しい記入例

申込書の中にこの記入欄があります。

### ・特別教育の修了日を記入

修了日が記入されている物、特別教育修了証又は特別教育実施記録簿(別紙参照)が必要です

- ・機械は機体質量3t未満の機械
- ・3t以上だと証明になりません
- ・使用した機械の特定自主検査の記録表も必要です。

上記の者は特別教育修了後車両系建設機械(機体質量3t未満)の  
運転業務の経験者であることを証明します。  
特別教育修了日 23年12月25日  
機械名 油圧ショベル 機種名 vio30 機体重量 2.9t  
運転経験時期 24年1月～25年1月  
運転経験期間 1年1ヶ月間

運転経験期間は特別教育の修了日より後になります。  
期間はコースによって変わります

事業所名 住友建機販売(株)  
所在地 千葉市稲毛区長沼原町731-1  
代表者名 長沼 玉三郎

角印

丸印

事業主様が証明してください。  
(ゴム印を押してください)

・会社様の社印、代表者印を捺印ください

\*もし違反した書類を作成して受講しても後日その修了証は取り上げられる可能性がありますので事業主の方が責任を持って証明されるようお願いいたします。